

法定講習会開催のお知らせ

自動車の使用者様

(公社)愛知県安全運転管理協議会会長

安全運転管理者の法定講習会を会場一覧表のとおり開催します。コロナウイルス対策のため受講者数を調整しておりますので、指定された日時・場所で受講していただきますようお願いいたします。

なお、指定された日時・場所で受講できなかった場合には、他の講習会場でも受講できますが、代理人による受講はできません。したがって安全運転管理者に変更があれば、講習日までに管轄警察署で変更の手続きをお願いします。また講習会場における受付の混雑を緩和するため、お手数ですが事前に事業所の所在地を管轄する警察署にお越しいただき、愛知県収入証紙(手数料4,500円)を購入して受講申請書に貼付し、必要事項の記載をお願いします。(各講習会場でも愛知県収入証紙の購入はできますが、混雑が予想されますので事前に購入してください。)

その際、受領されたテキスト等は講習会で必要となります。

なお、各会場の駐車場は台数に制限がありますので、最寄りの公共交通機関を利用して下さい。

また、コロナウイルス対策として空調機などによる換気をおこないますが、出入の際の手洗や消毒、マスクの着用など咳エチケットの協力をお願いします。

※ 緊急事態宣言等が再発令された場合には中止を含めた変更もあり得ます、開催日や開催場所等について [ホームページ](#)でお知らせしますので受講前には必ず確認してください。

安全運転管理者講習会場一覧表

※ 黄色は6月開催予定の変更分、薄青色は7月開催予定の変更分、薄茶色は8月開催の変更分です。

令和2年6月26日 現在

講習署	開催日	回数	開催場所	講習署	開催日	回数	開催場所
千種	9月16日(水)	1	ウイルあいちホール	津島	9月10日(木)	1	あま市美和文化会館
東	11月24日(火)	1	ウイルあいちホール	蟹江	12月4日(金)	1	飛島村中央公民館
北	12月9日(水)	1	ウイルあいちホール	半田	10月6日(火)	1	アイプラザ半田
西	9月9日(水)	2	西文化小劇場	東海	9月15日(火)	1	知多市勤労文化会館
	10月23日(金)			知多	10月7日(水)	1	
中村	10月14日(水)	2	日本特殊陶業市民会館 名古屋市公会堂	常滑	10月15日(木)	1	常滑市民文化会館
	12月14日(月)			中部空港			
中	10月20日(火)	2	日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール	刈谷	12月24日(木)	1	刈谷市総合文化センター
	12月18日(金)			碧南	12月8日(火)	1	碧南市文化会館
昭和	12月21日(月)	1	日本特殊陶業市民会館	安城	11月18日(水)	1	安城市民会館
瑞穂	12月7日(月)	1	ウイルあいちホール	西尾	11月10日(火)	1	西尾市文化会館
熱田	10月14日(水)	1	日本特殊陶業市民会館	岡崎	9月11日(金)	2	幸田町民会館
	12月10日(木)			3年1月20日(水)			
中川	9月18日(金)	2	港文化小劇場 中川文化小劇場	豊田	12月16日(水)	2	豊田市民文化会館
	12月10日(木)			12月17日(木)			
南	11月12日(木)	1	日本ガイシフォーラム	足助	10月28日(水)	1	足助交流館
	9月2日(水)			設楽	11月25日(水)	1	奥三河総合センター
港	9月18日(金)	2	港文化小劇場	新城	11月26日(木)	1	新城文化会館
	10月21日(水)			豊川	11月9日(月)	1	豊川市文化会館
名東	9月29日(火)	1	名東文化小劇場	蒲郡	11月11日(水)	1	蒲郡市民会館
天白	10月27日(火)	1	天白文化小劇場	豊橋	9月8日(火)	2	ライフポートとよはし
守山	11月27日(金)	1	尾張旭市文化会館		12月22日(火)		
愛知	12月25日(金)	1	愛知学院大学講堂	田原	11月17日(火)	1	田原文化会館
瀬戸	10月8日(木)	1	瀬戸市文化センター	【補 充】			
春日井	9月3日(木)	1	春日井市民会館	名古屋 ブロック (指定署・中)	12月15日(火)	1	日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
小牧	9月4日(金)	1	小牧市市民会館	尾張ブロック (指定署・一宮)	11月13日(金)	1	一宮市民会館
西枇杷島	10月2日(金)	1	北名古屋市文化勤労会館	西三ブロック (指定署・岡崎)	11月5日(木)	1	幸田町民会館
江南	11月4日(水)	1	江南市民文化会館	東三ブロック (指定署・豊橋)	10月22日(木)	1	ライフポートとよはし
一宮	10月13日(火)	2	一宮市民会館				
	12月23日(水)						
稲沢	9月30日(水)	1	名古屋文理大学文化フォーラム				

根拠

道路交通法第74条の3第8項

自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

携行品

安全運転管理者証、受講申請書